

年度	No.	受付日	相談者	相談方法	相談内容	回答	回答方法
H28	1	H28. 4. 11	男性	来所	中央区内の駅エレベーター設置状況がよくない。区所管にも申し入れしたが設置が一向に進んでいない。 差別解消法の観点からは差別にあたらないのか問いたい。	鉄道駅のエレベーター設置については、法の「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」に該当し計画的な整備に努めることとされている。本区では「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき鉄道事業者へ助成や働きかけを行っており、現在28駅中24駅の設置が完了し、残り4駅についても今後整備予定がある旨を説明し、理解を得た。(回答:障害者福祉課)	メール
	2	H28. 8. 16	女性	電話	身体障害者ではない方が一時的にけがなどで車椅子を使用した時は、差別解消法の対象となるか？	身体障害者でない方が一時的なけがなどで車椅子を利用する場合には、法の対象とは言えないが、「誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という法の趣旨を踏まえ、差別を行わず、その人にあった手助けや配慮を行うことが大切であると考える旨を説明し、理解を得た。(回答:障害者福祉課)	電話
	3	H28. 11. 17	男性	電話	中央区災害時地域たすけあい名簿対象要件を手帳所持者全員から変更することについて差別に当たるのではないかと問い合わせ。	避難行動要支援者に該当するか否かは、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行及びは中央区地域防災計画の平成27年修正により、身体障害者手帳等を所持しているかどうかという画一的要件ではなく、個人としての避難能力の有無や避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとした。ただし、身体状況その他の理由により、登録することが可能である旨を説明し、理解を得た。(回答:高齢者福祉課)	電話
H29	1	H29. 3. 31	男性	電話	【電動車椅子利用者】 東京駅八重洲口バス停から乗車しようとしたところ、電動車椅子利用者であることを理由に乗車拒否された。	【障害者福祉課】 バス会社に問合せたところ、当該バスは無料の循環バスであり、公共交通のバス停設置に伴い車道と歩道の段差がある場所に移設となった。乗車拒否ではなく、段差がありスロープ設置や乗り降りの安全確保が困難であることから、前後のバス停からの乗車を案内したとの説明があり、その旨を相談者に伝えた。	電話
	2	H29. 4. 10	男性	電話	【電動車椅子利用者】 船着場から乗船しようとしたところ、岸から船に乗る際にスロープが用意されていないため、乗船できないとの説明をスタッフから受けた。	【障害者福祉課】 船舶運行会社に問合せたところ、船のタラップが幅70cmであるため、電動車椅子の乗船ができないとの説明を行ったとのことであった。今後は手動の車椅子に乗り換えてもらい乗船を支援するとの回答があり、その旨を相談者に伝えた。	電話
	3	H29. 5. 15	女性	電話 リレーサービス (※)	【聴覚障害者】 居酒屋店員に进店可能か携帯で文字入力して尋ねたところ、「予約オンリー」と書かれたメモを渡された。店の前の看板に「空席」と書いてあったことを指摘すると、店員は自分の身体を押しつけて、その場を立ち去った。	【障害者福祉課】 居酒屋店長に問合せたところ、店員が最近携帯で文字入力して話をする外国人が多いことから勘違いしたのではないかと説明があった。失礼な対応についてはお詫びし、今後は障害があることがわかるものなどを提示していただければ適切な対応をしていくとの回答があり、その旨を相談者に伝えた。	メール

年度	No.	受付日	相談者	相談方法	相談内容	回答	回答方法
H29	4	H29. 6. 19	男性	電話	【不詳】 築地社会教育会館トレーニング室において、他の利用者から障害者差別に当たる発言を受けた。	【文化・生涯学習課】 状況について本人からヒアリングを行ったところ、差別的発言を受けた人物とその後会っていないこともあり、現段階で特に要望はないとのこと。同様の問題が生じた際は、すぐに社会教育会館職員にお声がけしていただくこととなった。	直接
	5	H29. 7. 25	男性	電話	【精神障害者】 破棄したパソコンから某IT企業のサービスに係る自分のアカウントが盗まれ、不正アクセスされている疑いがある。IT企業の問合せはメールのみの受付とされているが、自身の障害特性上メール作成が非常に難しいため、電話で受付をしてほしい。	【障害者福祉課】 IT企業に問合せたところ、社内法務部と相談の上、不正アクセス疑惑の件についてのみ電話で対応することとしたとの回答があり、相談者にその旨を伝えた。	電話
	6	H29. 10. 12	男性	電話	【難病患者：身体障害者手帳の申請希望】 他市在住の繊維筋痛症の方で外出不可。当該難病に係る指定医が中央区におり、意見書・診断書が取れない。地元の主治医が出す診療情報提供書に基づき作成してほしい。その方法が可能かどうか指定医に問合せたところ、クリニックの方針という理由で断られた。	【障害者福祉課】 当該指定医に問合せたところ、医師法第20条の規定により実際に診察せずに意見書・診断書を作成することはできないとの回答があり、本人にその旨を伝えた。	電話
H30	1	H30. 10. 10	男性	電話	【電動車椅子利用者】 区内の観光用水陸両用バスを利用しようとしたところ、電動車椅子利用者であることを理由に乗車を拒否された。	【障害者福祉課】 運営会社に問い合わせたところ、車椅子から降りて座位可能な場合は、介助者同伴でご利用いただいている。電動車椅子のままの乗車には、リフトの設置や車内改造の費用が高額なため、現在、路線バス対象の国の補助金を観光バスも対象とするよう、関東旅客協会を通じて要望を行っている。対象になれば設置を検討するとの回答があり、その旨を相談者に伝えた。	電話
	2	H31. 2. 1	男性	電話	【ヘルプマーク所持者】 内部障害があり、ヘルプマークを所持している。JRの優先席で座席を譲ってもらえなかった。優先席にマタニティマークの表示はあったが、ヘルプマークの表示はなかった。JRに対し、表示について働きかけてほしい。（回答不要）	【障害者福祉課】 「JR東日本ご意見承りセンター」に問い合わせたところ、一部路線でポスターや車内放送等を行っているが、優先席のステッカーには表示がないため、ご意見として関係部署に伝えたいとの回答があった。	電話